

インボイスの登録期限(9月30日)が迫っていますが? 取引先からの問合せにはよく考えて対応しよう!

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
 電話 八一一一四八二一
 FAX 八一一九七五六



ます。可能な方は是非ご参加下さい。8月、9月にも行動を計画します。ご協力をお願いします。

6月末で331万件余が登録 (国税庁)

国税庁の発表によると6月末でのインボイス登録申請者は約356万件で内登録が約331万件とされています。

インボイス登録取り下げ1万件超

一方で「ストップインボイスの会」の調査で6月末でのインボイス登録取り下げや失効が1万件を超えることが報道されています。

小規模事業者が登録に反対、躊躇している

東京商工リサーチによると「課税事業者のインボイス登録は、もともと想定されていた。目論見通りに課税事業者のうち、法人は順調に登録が進んだ。だが、個人事業主は想定以上に低迷している。

国税庁によると、2023年3月末の課税事業者の登録は、法人の約88%が登録していたのに対し、個人事業主は約53%にとどまる。個人事業主の一部は、制度の認識不足だけでなく、インボイス制度そのものへの抵抗もあるとみられる。

さらに問題は、課税売上高1000万円未満で消費税の納付義務のない「免税事業者」の登録への対応だ。免税事業者でもインボイス制度への登録は可能だが、登録すると軽減策はあるものの課税事業者となり、消費税の納付義務が生じる。一方、登録しないと取引先は税控除ができず、負担増が生じる。このため、取引を解除される可能性も出てくる。

免税事業者のインボイス申請は、2023年3月末で約50万件と進んでおらず、小規模

事業者が登録に反対、躊躇している実態が浮かび上がっている」と分析されています。

取引先から届く理不尽な通知

パチンコの景品交換所に「勤める」読者から「支払先から登録番号を出せ」「出さないと支払額を減額すると書いてある」と相談がありました。実質は「給与所得」になると思われるのに取引先が「外注費」として計上しているためこのような通知がされたと思われる。年間の受取額が約200万円で支払額から10%引かれるより登録業者になる方が負担が少ないため泣く泣くインボイスの登録をしました。

取引先によって対応も様々です。内容をよく検討して対応を考えましょう。わからないことは事務所までお問い合わせください。

インボイス中止へ最後まで力尽くそう

愛商連では左記の行動が呼びかけられています。

前回の民商だよりでお知らせしたとおり税務署異動後の税務調査が小牧税務署管内でも始まっています。尾北民商では会員の調査が発生。春日井でも先日「税務調査になった」「誰もまともに話を聞いてくれない」「義父から民商に相談しろといわれた」と連絡がありました。すぐに来所してもらいたい事情を聞くと「明日税務署が臨店する」とのこと。内容を聞くと売上に少し違う部分があるかもしれないとのことでした。すぐに自分で売上を再集計して調査に臨むように指示して「自主計算活動の手引き」を渡して調査に臨みました。ご本人は「話を聞いてもらいたい気持ちが楽になった」とのことでした。実地の税務調査は一日で終了。結論は2ヶ月後ぐらいになるとのことでした。

税務署から連絡が入ったらすぐに相談を

基本的に税務調査は事前通知が法制化されています。税務署から「調査」の連絡があったら調査日時等は即答せず、「民商と相談して連絡する」といって、連絡先(担当者)を確認し事務所まですぐに連絡してください。